

産業建設委員会記録

開 会 年 月 日	令和 7 年 3 月 14 日
開 会 時 刻	午前 9 時 56 分
閉 会 時 刻	午前 11 時 14 分
出 席 委 員 名	◎品川幸久 ○久保 真 上村和生 鈴木豊司
	野口佳子 福井輝夫 宿 典泰
	浜口和久 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	上村和生 鈴木豊司
担 当 書 記	森田晃司
審 査 案 件	議案第10号 令和 6 年度伊勢市一般会計補正予算（第10号）（産業建設委員会関係分）
	議案第14号 令和 6 年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第15号 令和 6 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第17号 令和 6 年度伊勢市水道事業会計補正予算（第 4 号）
	議案第18号 令和 6 年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
	議案第40号 伊勢市上水道給水条例の一部改正について
	議案第45号 市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 7 年度～令和 9 年度橋梁架替（下部工）工事（P 6 ～ P 8 橋脚）】の受託事業契約について
	議案第46号 市道の路線の廃止について
	議案第47号 市道の路線の認定について
	継続調査案件 観光振興に関する事項 ・伊勢市の宿泊税導入に向けた方向性について
	行政視察について
説 明 員	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、用地課長、
	産業観光部長、産業観光部参事、観光振興課長、上下水道部長、
	上下水道部次長、上下水道総務課副参事、総務部長、総務部参事、
	その他関係参与

審査経過

品川委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に上村委員、鈴木委員を指名した。

その後、直ちに議事に入り、去る３月３日の本会議において審査付託を受けた「議案第10号 令和６年度伊勢市一般会計補正予算（第10号）中、産業建設委員会関係分」外８件を審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することを決定した。

次に、継続調査となっている「観光振興に関する事項」を議題とし、当局から説明を受け、質疑の後、引き続き調査を行うことを決定した。

次に「行政視察について」を議題とし、行政視察についての日程案の提案、調整中の視察項目の確認を行い閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前９時56分

◎品川幸久委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者２名は委員長において上村委員、鈴木委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は去る３月３日の本会議におきまして、産業建設委員会に審査付託を受けました９件、「観光振興に関する事項」及び「行政視察について」の合わせて11件であります。

案件名については、審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

【議案第10号 令和６年度伊勢市一般会計補正予算（第10号）（産業建設委員会関係分）】

◎品川幸久委員長

それでは「議案第10号 令和６年度伊勢市一般会計補正予算（第10号）中、産業建設委員会関係分」の御審査を願います。

補正予算書の36ページをお開きください。

款２総務費、項１総務管理費、目21交通対策費を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、款２総務費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、48ページをお開きください。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費のうち、49ページの大事業４水道事業出資金を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、款４衛生費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、52ページをお開きください。

款５労働費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、款５労働費の審査を終わります。

次に、54ページをお開きください。

54ページから57ページの款６農林水産業費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

農地費のことでちょっとお伺いをしたいと思います。

土地改良事業の中の1,680万円ということで補正かけられております。また、農業水利施設整備事業の316万8,000円、これについての内容を確認をしてください。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●松田産業観光部参事

先ほど土地改良事業と農業水利施設整備事業ということでございますけども、双方ともに国の一次補正によるものでございまして、まず、土地改良事業につきましては、鹿海町地内にあります水路、あと御菌町小林地内にあります水路の改修工事でございます。

それから農業水利のほうにつきましては、佐八町地内にあります笹原池、あと黒瀬町にございます西池の改修工事と設計委託でございます。

◎品川幸久委員長

宿委員。

○宿典泰委員

今御説明あった件についてはもう当初から予定されておったところを、国の補助がついたので、補正として前倒ししていきたいという理解でよろしいでしょうか。

◎品川幸久委員長
産業観光部参事。

●松田産業観光部参事
おっしゃるとおりでございます。

○宿典泰委員
分かりました。

◎品川幸久委員長
他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長
発言もないようですので、款6農林水産業費の審査を終わります。
次に、58ページをお開きください。
款7商工費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長
御発言もないようですので、款7商工費を終わります。
次に、60ページをお開きください。
款8観光費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長
御発言もないようですので、款8観光費を終わります。
次に、62ページをお開きください。
62ページから67ページの款9土木費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。
福井委員。

○福井輝夫委員
それでは土木費の土木総務費の地籍調査事業、こちらについて、補正が6,220万3,000円、かなり上がっております。

これ分科会のときも令和7年度の当初予算が7,576万2,000円ということは、令和7年度の地籍調査の実質予算が1億3,800万円以上になるということでかなり大きな額となります。そういうことで、かなり地籍調査に力を入れていただいとるというのが、これからで

も分かるわけなんですけども、今の現状ですね、ちょっと教えてください。

◎品川幸久委員長
用地課長。

●徳田用地課長

地籍調査の今の現状です。今回国の一次補正による補正でございます。この補正でおきまして、予定しておる地域としましては、尾上町、倭町、岡本2丁目、勢田、宇治浦田2丁目、御菌町高向というふうな地域のところを予定しておりまして、令和6年度からの進捗としましては、令和7年度の予定としましては、0.3%の進捗、また優先実施地域にしては1.2%の推進予定というふうに予定しております。以上です。

◎品川幸久委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。

令和6年度からの部分と、それから令和7年度の追加等でいろいろ多くのところを予定していただいておりますということで、非常にありがたいことでございます。

その中で新規に今後どういうところが予定されているのか、追加じゃなくて、新規、それについてちょっと教えてください。

◎品川幸久委員長
用地課長。

●徳田用地課長

今後新規に予定する地域でございますけれど、追加補正でやる新規の地域といたしましては、勢田町、宇治浦田2丁目が1年目ということで新規の地域になります。

また、令和7年度当初予算のほうにおきましては、桜木町の地域が1年目ということで、3地区が新規の地域となっております。以上です。

◎品川幸久委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。新規も今3つあるということで、桜木町も新規ということでございます。そのようなことで今後一層、地籍調査の力を入れていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎品川幸久委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

他に発言もないようですので、款 9 土木費を終わります。

以上で、議案第10号中、産業建設委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第10号 令和 6 年度伊勢市一般会計補正予算（第10号）中、産業建設委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第14号 令和 6 年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 4 号）】

◎品川幸久委員長

次に125ページをお開きください。

「議案第14号 令和 6 年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 4 号）」を御審査願います。

125ページから136ページです。

本件については一括で御審査を願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第14号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第14号 令和 6 年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 4 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第15号 令和6年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）】

◎品川幸久委員長

次に、137ページをお開きください。

「議案第15号 令和6年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）」を御審査願います。

137ページから147ページです。

本件につきましても一括で御審査を願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第15号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第15号 令和6年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第17号 令和6年度伊勢市水道事業会計補正予算（第4号）】

◎品川幸久委員長

次に、161ページをお開きください。

「議案第17号 令和6年度伊勢市水道事業会計補正予算（第4号）」を御審査願います。

161ページから173ページです。

本件についても一括で御審査を願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第17号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第17号 令和6年度伊勢市水道事業会計補正予算（第4号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第18号 令和6年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）】

◎品川幸久委員長

次に、175ページをお開きください。

「議案第18号 令和6年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）」を御審査願います。

175ページから188ページです。

本件についても一括で御審査を願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、議案第18号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第18号 令和6年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第40号 伊勢市上水道給水条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、条例等議案書の173ページをお願いいたします。

173ページから179ページの「議案第40号 伊勢市上水道給水条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

まず、上水道の短時間勤務職員を含めた職員数と、一般行政職と技能労務職の区分を何人か教えていただけないでしょうか。

◎品川幸久委員長

上下水道総務課副参事。

●北村上下水道総務課副参事

現在の水道事業の職員数は、正規職員33人、再任用職員4人、会計年度職員4人で計41人となっております。

また、正規職員33人のうち、事務職員は7人、技術職員は10人、技能労務職員は16人となっております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

それと、この職員の中で、布設工事監督者と水道技術管理者の資格をお持ちの職員は現在何人おみえになるのでしょうか。

◎品川幸久委員長

上下水道総務課副参事。

●北村上下水道総務課副参事

現在資格要件該当者は、布設工事監督者が14名、水道技術管理者17名となっております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

資格者を聞かさせてもらったんですが、これから水道事業を運営していく中で、それぞれ監督者なり、技術管理者は、この人数で十分と考えておられるのか、どれだけ必要なのか、その辺いかがですか。

◎品川幸久委員長

上下水道総務課副参事。

●北村上下水道総務課副参事

両資格ともに現状におきまして、人数は一定程度充足していると考えておりますので、目標はございませんが、今後も切れ目なく、両資格者の確保に努めてまいります。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ここで、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、敷設工事監督者の場合、請負に出した場合は、相手の業者さんのほうでおればいいという理解でよろしいですか。

◎品川幸久委員長

上下水道部次長。

●倉野上下水道部次長

この資格につきましては、市役所側の職員にもその資格が必要になります。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それともう一点、この水道技術管理者なんですが、水道法を見てみますと、水道事業者は、管理者1人を置かなければならないということで規定がされておると思うんですが、1人おれば事足りるということなんでしょうか、法の解釈は。

◎品川幸久委員長

上下水道部次長。

●倉野上下水道部次長

おっしゃるとおり、1人おれば事足りるということになっております。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。それと、今回のこの水道法施行令の改正によって、これら敷設工事監督者、あるいは水道技術管理者の資格要件が緩和されたかどうか、その辺の判断と、あと、正直、今回の改正を何回読んでもよく分かりませんので、簡単にちょっと一度御説明いただくとありがたいんですが。

◎品川幸久委員長

上下水道総務課副参事。

●北村上下水道総務課副参事

今回の条例改正でございますけれども、水道事業におけます技術者等を確保することを目的に水道法施行令におきまして、実務経験や学歴といった資格要件が改正されたことから、施行に合わせて条例改正をするものでございます。

まず、布設工事監督者につきましては、実務経験は、現行の水道工事に関する経験のみから下水道や道路、河川等の経験年数を対象とするものでございます。

学歴につきましては、大学や専門学校等の土木工学科のみから、機械工学科、電気工学科等も対象とする改正でございます。

次に、水道技術管理者につきましては、布設工事監督者の資格を有することの要件を外し、大学や専門学校等での土木工学科を追加するなどの改正でございます。

今回の改正によりまして、資格要件を満たす職員の確保につながるものと考えております。

なお、今回の制度改正によりまして、両資格要件の該当者は布設工事監督者、水道技術管理者、それぞれ1名ずつの増加を見込んでおります。以上でございます。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

以上で議案第40号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第40号 伊勢市上水道給水条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第45号 市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和7年度～令和9年度橋梁架

替（下部工）工事（P 6～P 8 橋脚）】の受託事業契約について】

◎品川幸久委員長

次に、195ページをお開きください。

195ページから197ページの「議案第45号 市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和7年度～令和9年度橋梁架替（下部工）工事（P 6～P 8 橋脚）】の受託事業契約について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第45号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第45号 市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和7年度～令和9年度橋梁架替（下部工）工事（P 6～P 8 橋脚）】の受託事業契約について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第46号 市道の路線の廃止について】

◎品川幸久委員長

次に、198ページをお開きください。

198ページから199ページの「議案第46号 市道の路線の廃止について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第46号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第46号 市道の路線の廃止について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第47号 市道の路線の認定について】

◎品川幸久委員長

次に、200ページをお開きください。

200ページから204ページの「議案第47号 市道の路線の認定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

1点だけ、常磐1丁目の6-18というところですけども、現状として市道認定するだけの幅員その他、要件が整っておるのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

◎品川幸久委員長

都市整備部参事。

●濱口都市整備部参事

こちらのほうの幅員は7.3メートルから9.2メートルということで幅員がございます。市道認定の認定には十分問題がないです。

○宿典泰委員

ありがとうございます。

◎品川幸久委員長

他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第47号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第47号 市道の路線の認定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

以上で付託案件の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【観光振興に関する事項】

〔伊勢市の宿泊税導入に向けた方向性について〕

◎品川幸久委員長

次に、「観光振興に関する事項について」御審査をお願いします。

「伊勢市の宿泊税導入に向けた方向性について」、当局から説明をお願いいたします。
観光振興課長。

●吉居観光振興課長

それでは、「伊勢市宿泊税の導入に向けた方向性について」御説明いたします。

去る令和7年2月26日に第4回伊勢市宿泊税検討委員会が開催され、1、「伊勢市宿泊税検討委員会からの答申内容」に記載のとおり、市から令和6年9月4日に諮問した宿泊税の導入についての答申が令和7年2月28日に提出されましたので、その内容報告と今後の市の方向性について御説明いたします。

資料1－2の1ページを御覧ください。

1、「宿泊税の導入について」でございますが、記載のとおり「伊勢市が安全・安心な観光地として選ばれ続けるためには、安定的な観光振興のための独自の自主財源が必要であり、その手法として法定外目的税である宿泊税の導入が妥当である」という答申をいただきました。

次に、2、「めざすべき方向性について」ですが、「市内宿泊客の増加」、「伊勢市へ訪れる観光客の宿泊割合の増加」、「観光客、市民双方の満足度向上」、3、「宿泊税の使途について」は、市民生活にもよい影響を与えるよう「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地づくりのための施策として「来訪者の満足度、受入環境の向上」、「観光資源の発掘、磨き上げ」、そして「持続可能な観光地づくりの推進」の3点を使用用途の柱とすることを答申いただきました。

次に、資料1－2の2ページを御覧ください。

4、「主な税制概要」でございます。

上段から、課税客体については市内に所在する宿泊施設として簡易宿所や民泊施設を含めた宿泊行為としております。

次に、課税標準は、宿泊施設への宿泊数としております。納税義務者は、宿泊施設への宿泊者、徴収方法は、宿泊事業者が宿泊者から徴収し、市へ納入する特別徴収とし、特別徴収義務者は旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者としております。

申告期限は、毎月末までに前月の初日から末日分を申告し、納入することとしております。税率（税額）は、税率区分は設けず、1人1泊当たり200円の一律定額とすることとしております。

税額については、旅行者へのアンケート結果や、宿泊者の負担感並びに宿泊事業者が特別徴収する際の事務の負担も過度にならないことなど簡素を重視した1人当たり一律定額200円として御検討いただきました。

免税点や課税免除については、なしとしております。全ての宿泊者は何かしらの行政サービスを一定程度受益していることを基本とした応益負担の考え方を根拠としまして、全ての方が一律定額で御負担いただくということや、宿泊者にも宿泊事業者にも分かりやすく、宿泊事業者の事務負担軽減を重視し、御検討いただきました。

罰則規定は、帳簿等の記載、保存等の義務を怠った場合1年以下の懲役または50万円以下の罰金、課税期間（見直し期間）につきましては、原則5年ごとに内容の見直しとし、社会情勢等の変化により問題が生じた場合は直ちに見直しの検討を行う必要がある。特別報償金等は、宿泊税導入に伴う徴収事務に係る負担の軽減と円滑な徴収のために特別徴収事務交付金を創設し、期限内申告により納入額の2.5%を交付することとして答申をいただきました。

最後に、5、「留意事項」については、上から「宿泊事業者の理解・負担軽減・宿泊事業者との意見交換」、「宿泊事業者の事務負担軽減のためのシステム整備等の支援策」、「宿泊客への十分な周知と理解」、「宿泊税は宿泊客や宿泊事業者に還元する」、「修学旅行やスポーツ・文化大会等の団体旅行の誘致」、「南海トラフや大規模イベント等の開催を想定し、いざという時のために基金設置等の検討」、「見直しや使途、その効果等の検証は行政のみではなく外部組織で検証」、そして「その結果を広く共有」、「伊勢志摩地域一体となって連携すること」、「三重県が導入するとなった場合の配慮について」と検討委員会から9点の留意事項をいただきました。

制度の内容を検討いただくに当たりましては、税の原則、公平・中立・簡素の要件を十分満たすという点はもとより、特別徴収義務者として宿泊者から税の徴収を行うことになる宿泊事業者の現状なども踏まえて御検討いただいた結果となっております。

以上が検討委員会からいただいた答申内容でございます。

資料1-1へお戻りください。

2、「今後の方向性」についてですが、市としては、検討委員会で示されたこの答申内容を尊重し、宿泊税を導入することを基本的な方針とし、答申で示された「めざすべき方向性」、「宿泊税の使途」、「主な税制概要」を基本として検討を進めるために、パブリックコメントや宿泊事業者に対して説明会等を実施し、詳細な制度を構築していくために検討を進めたいと考えております。

次に、3、「今後の予定」ですが、答申内容を本市の基本的な考え方として、市民から

の意見を求めるため3月下旬からパブリックコメントを1か月実施しまして、令和7年4月中には宿泊事業者等への説明会を開催、その後、産業建設委員会、総務政策委員協議会へパブリックコメント等の報告と市の方針(案)を御協議いただきたいと考えております。

繰り返しにはなりますが、市としましては、検討委員会で示された答申内容を尊重するとともに、基本的な方針として、今後様々な関係者の意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上、「伊勢市の宿泊税導入に向けた方向性について」の説明となります。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対して御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回は、この宿泊税の導入の賛否を問う場所ではないんですが、私としては、この今回答申、評価したいなというふうに思いますし、伊勢に泊まっていただく皆さんにとりましては、少し負担増になるわけですが、協力をいただければありがたいなというふうに思っております。

質問なんですが、前回も申し上げたんですが、伊勢志摩地域は一つという思いからお尋ねをさせていただきたいと思います。

今回の答申内容の税率200円を基に免税であるとか課税免除、罰則、特別報償金等につきましては、鳥羽市、志摩市と同じ内容であるべきというふうに思っておるんですが、そのあたりの状況につきましては、今の時点でどのようにつかんでおられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

伊勢志摩地域の検討状況ということでございます。鳥羽市におきましては、検討会を3回ほど開催しまして、検討会からの3回終了後に提言を受けまして、税の制度概要につきましては、先ほど御説明申し上げた伊勢市の制度概要と同様の形で提言をいただいているということを聞いております。

志摩市につきましては、伊勢市と同様に検討会を4回ほど開催されまして、提言としまして、一律定額1人200円の宿泊への伊勢市と同じ案と、もう1案、宿泊料が5万円未満は200円、5万円以上は500円から1,000円の段階的定額制の、志摩市のほうは2案の提言がなされたということで聞いております。以上です。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。今回答申につきましては、罰則も御提案をいただいております。

今後罰則規定を設ける場合は、検察庁との協議が必要になってこようと思うんですが、ぜひとも3市が一体となって対応していただきたいなというふうに思っております。

そこで、この答申にございます1年以下の懲役、50万円以下の罰金というのは、いささか厳しいと感じておるんですが、当局におかれましてはこの辺のような認識をお持ちかお伺いします。

◎品川幸久委員長

総務部参事。

●上田総務部参事

宿泊税の罰則規定なんですけども、こちらのほうは適正な公平な課税の実効性を高めるためにということで、特別徴収義務者に対して、宿泊税に係る帳簿の記載や保存の義務を設けるというものでございますけれども、委員仰せのとおり罰則規定の内容につきましては、先行導入自治体11団体ございますけれども、そのうち9団体と同様の規定となっております、他の団体との均衡、そういうのを図っておる次第でございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。答申にございます罰則規定につきましては、先行事例を参考ということだったと思うんですが、この地方税法に罰則の規定がありまして、更正請求書に偽りの記載をして、地方団体の長に提出したときは1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するという規定があつて、恐らくこの規定を準拠してきたのかなというふうに思います。

一方、伊勢市の市税条例におきましては、ほとんどの税科目の中で、不申告等の場合には10万円以下の過料ということになっておるんですが、ただ、入湯税におきましては、帳簿記載等の義務違反等に関する罪ということで、3万円以下の罰金刑が課されておるんです。そのような状況からにおきまして、今回の答申に罰則規定っていうのは非常に厳しいものがあるかと思しますので、これから条例を検討する際にはその辺十分精査をいただいて、ほかの税とのバランスも十分考えていただきたい、そんなふうに思っておりますし、またこれから検察庁との協議におきまして、うちの市税条例等の状況も十分理解をしていただいて、適正な罰則になるように検討を御期待申し上げたいというふうに思います。

次に、5番の留意事項の5番目になるんですが、「修学旅行等の学校行事やスポーツ・文化大会等の団体旅行の誘致に向けた施策を検討すること」ということで記載がされております。この内容ですが、宿泊税の免税であるとか、減免のことを指しておるのか、この

検討委員会での考え方といいますか、協議の状況につきまして、どんな内容になっておったのか、お示しをいただけないでしょうか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

留意事項の修学旅行等とかスポーツ・文化大会等の検討状況でございますが、まず、宿泊事業者に分かりやすく、かつ、公平にというところに重点を置いていただきまして、免税点、課税免除というのはなしということで、例えば学生旅行であったり、スポーツ大会、文化大会で来られた方も減免はしないと、課税免除しないという考え方で御議論をいただいた結果となっております。

したがいまして、この留意事項の部分につきましては、税では頂戴すると、頂くということになりますけども、逆に補助金、今ある、例えば集大会補助金とか、補助金のほうでの何か対応を考えていただきたいというような御意見であったかと思います。以上です。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

学校行事であったり、等については特段の配慮しないということで理解をいたしました。

最後に、今宿泊税の導入に関しましては全国各地で議論がなされておりました、昨日の新聞でも長野県が来年の6月から導入するというような記事が出ておったんですが、今現在、全国の都道府県あるいは市町村で宿泊税を導入している団体、いかほどあるのか、最後に教えてください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

令和7年1月1日現在ということで情報を持っておりますが、3都府県、8市町の合計11自治体ということでございます。以上です。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

上村委員。

○上村和生委員

答申書のほうを読まさせていただきますと、この検討委員会の皆さんについては、この税金の導入に対しては、ある程度賛同いただいて理解もいただいたんだというふうに思っておりますけれども、前回、産業建設委員会の中で報告いただいたアンケート結果の中では結構反対の方が多いというようなことも聞かせていただいています。その辺の対応、先ほどちらっと話はあったと思うんですけれども、具体的にどういうふうな対応で、どういうふうなことをしていくお考えがあるのか、お聞かせください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

説明申し上げた今後の予定というところで、各団体、旅館組合への説明会の開催とか、当然、それぞれ対象となっております事業者のリストも持っておりますので、そのあたり連絡を取って適正に説明をしていきたいというふうに考えております。

◎品川幸久委員長

上村委員。

○上村和生委員

その辺大事だと思いますのでよろしくしていただきたいと思います。

今回この伊勢市の宿泊税をやっているというわけでありましてけれども、宿泊施設というものの、いろんな宿泊施設というのがあるんだと思うんですけど、対象となる、その事業の内容というのは、ホテルなり旅館なりといろいろあると思うんですけれども、その辺ちょっと教えてください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

先ほど申し上げました旅館業法によるもの等々ございますが、例えば伊勢市内ですと、ホテル、旅館、あと民宿、簡易宿所と言われます民宿も含めたゲストハウス、あと民泊事業者、あと宿泊を伴うファッションホテル等々ございます。以上です。

◎品川幸久委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりました。どこかにも少しは書いてあったんですけれども、市内の受入れキャパって言うたらおかしいですけど、何人ぐらいおって、あとどれぐらい、まだキャパがあるん

だと、それは2の「めざすべき方向性」というところでは、さらなる観光客を増加させて、宿泊客をもっと増やそうよというふうにありますけれども、そこにはまだキャパって残っておるんですか。また今後やってく施策との兼ね合いもあると思うんです。その辺もちょっと施策も含めて教えてください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

現在、私どもで把握しているところでいきますと、約ということになりますけども、600室の2,000人ほど収容できる市内での宿泊が可能な状況になっておるのかなというふうには考えますが、昨今の人手不足等々のこともございますので、そのあたりというのは常にマックスを受け入れる状態になってるのかっていうのはいささか難しい状況にはなっております。以上です。

◎品川幸久委員長

上村委員。

○上村和生委員

ということは、もっと泊まれる宿泊施設の、例えば改装して、もっとたくさんの方が泊まっていただけるような体制をつくっていかないかとか、いろいろ今後出てくると思うんです。その辺のことも含めて、施策の中で考えられておるんですか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

検討会の中での御意見ということになりますが、当然その人手不足の対策、もしくは、例えば旅館なんかの和室から洋室化への検討とか、そういったこともいろいろ御議論はいただきました。以上です。

◎品川幸久委員長

産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

宿泊者の容量につきましては、今後、遷宮に向けて民間業者、ホテル、そういったところの建設も聞いておりますので、その分につきましても、宿泊者の容量が大きくなるというふうに考えております。以上です。

◎品川幸久委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりました。最後になりますけど、最後に1点だけ教えてください。

4の項目で、「主な税制概要」ということで、表を作っていただいておりますけれども、見直し期間が原則5年ごとに内容を見直していくということでありまして、そこで議論をしていくというのは、今回やっていただいた、伊勢市宿泊税検討委員会の皆さんが御議論をするのか、一旦解散しておいて、また新たに組織を立ち上げていくという考えなのか、ちょっとその辺教えてください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

今回は附属機関条例に基づきまして、伊勢市宿泊税検討委員会というのを設置させていただきました。

今年度で契約もその委託事業者に向けた部分は終わるということもございますので、私どもの今の予定としましては、条例の一部改正を行いまして一旦会としては閉じさせていただきたい。その上で再度また見直し期間ございましたら設置条例のほうを再度御議論いただいてという流れで考えております。以上です。

○上村和生委員

分かりました。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

宿議員。

○宿典泰委員

今回は宿泊税の検討委員会からの意見が出たという、答申が出たということです。

私もちょっとこの委員会では宿泊税の導入は妥当やということで決めたということで、出されてますけども、実際委員会等を傍聴した段階で意見を述べますと、随分中身として、その取扱いについてとか、導入の、そのシステム改修についてのお話とかがあって、随分そんなに一つに導入を決めたという感じではなかったんですけれども、最後の検討会がちょっと傍聴できなかったのも、そのあたりの状況のことを聞かせてください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

検討会を4回させていただいた中で、1回目については日本全国の状況であったり、伊勢市の状況であったりということを御説明申し上げて、最終4回目につきましては、2回目に大きく宿泊税を導入する方向で検討するということをまず決めていただいて、3回目については定額で免税点なし等々を決めていただいた、議論していただいた。4回目については、この答申内容についての、特に留意事項等々について御議論をいただいたという内容でございます。以上です。

◎品川幸久委員長
宿委員。

○宿典泰委員

やっぱりこの検討会の、もう今さらの話なんですけど、持ち方については随分やっぱり問題があったかなと思うんです。もう1回目、2回目からもう導入を決めたみたいにして、前のめりで物事を進んだような感じやから、2回目、3回目からもうその宿泊税は何ぼやというところからもう出とるってというようなことで、やはり導入を決めて、我々議会のほうへその導入がこういった妥当やということを決めてから、また、この諮問をして、宿泊税検討委員会のほうで議会のほうの意見を聞いたからということを出してってというような、やはり丁寧なことをやってもらいたかったなというのは、もう今さらの話ですけれども、そんなことを思います。そのことについては、どのように感じられておるかちょっとお聞かせをください。

◎品川幸久委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

御指摘いただいた内容、まず導入するしない、ここの時点で決定したこと、委員会のほうに報告させていただいてから動くということも、確かにおっしゃるとおりかなとは思いますが、今回につきましては、導入についても検討委員会のほうで御検討いただくというところからスタートさせていただきましたので、今回このような形になりました。

確かにおっしゃられることも当然のことで理解をさせていただくんですけれども、今回につきましては、このような進め方になったということで御理解いただきたいと思います。

◎品川幸久委員長
宿委員。

○宿典泰委員

今さらのことなので、やっぱり進め方については、これからは観光に対してのいろんな思いで団体からの要望であったりというようなことも受けてくるかも分かりません。その点についてはやはり、議会にやはり報告をいただいてというようなことも含めて細かくやっていただきたいなと、それはもう申し添えておきます。

質問なんですけれども、この資料の1－2の1枚目に書いてあるところについて、宿泊税の使途なんですけれど、特に使途のところで3点挙げられてます。

「来訪者の満足度、受入環境の向上」、これはもう宿泊税を導入したときにそういったところへ使ってくださいというのはよく理解をします。

「観光資源の発掘、磨き上げ」、「持続可能な観光地づくりの推進」っていうのは、もともとこれは観光政策の中でやるべき話で、何か宿泊税を含めてやるということについては、私いささかどうかなと思うんですけれども、非常に大きな何か政策的なことにこの宿泊税が使うというような意味合いを捉えるんですけれども、その点はどのような理解をさせていただいたらいいんでしょうか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

御指摘いただいたとおり、宿泊税導入の可否にかかわらず、こういった「来訪者の満足度、受入環境の向上」、「観光資源の発掘、磨き上げ」などにつきましては、現在の予算においても実施しなければならない、また実施しているところではございますが、新たな事業へ、充実した事業を実施していくためにはこういった財源が必要ということで、今回目的税であります宿泊税が検討会から「導入すべきである」という答申がなされた次第でございます。以上です。

◎品川幸久委員長

宿委員。

○宿典泰委員

いやいや私が言うところ論点はちょっと違って、宿泊税、皆さんが収益として見込んどるのが1億7,000万円弱やったと思います。1億7,000万円の中に細かい計算するとあれなんですけれども、各旅行会社へのその報償金というのか、手数料も払っていくということになると、金額はどれほどっていうのは、まだ書いてございませんでしたので、計算の中には入れられないんですけれど、1億7,000万円を割ることは間違いないわけで、システムを改修をするということに多分なってくるだろうと。それも数千万円かかるものなのか、数百万円で済むものなのかもちっと見えない状況の中で、多分、宿泊税を取って1億7,000万円を割り込むような状況の中で、この観光資源の発掘や磨き上げや持続可能な観光地づくりというようなところへ幾らか持っていくというようなことで書かれておると、何かもう税としては混ぜこぜにして観光政策に使っていくんじゃないかなということをちょっと危惧するんですけれども、そのあたりの解釈を申し上げておるんですけれども、もう一度お答え願えませんか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

まず、施行をしますとなりますと、事前準備というものも委員仰せのとおり必要になってきます。先催市、先に実施している状況確認しますと、事前にシステムの補助金等を準備させていただいて、施行までの間に特別徴収義務者である宿泊事業者が運用しやすいような補助金を対応しておるということでございます。

かつ、報償金のほうにつきましては、スタートしてからその納付額に応じてお支払いをしておるということで、委員仰せのとおり宿泊税を頂いた中から報償金もお支払いしていくというような状況かと思えます。以上です。

◎品川幸久委員長

宿委員。

○宿典泰委員

そこら辺の収支がきちっと出てないので、1億7,000万円から入るぞということだけはまだ出されて、あとシステム改修で補助金をどれくらいやるとか、報償金ですか、そのあたりもどれぐらいかっていることを考えると、もともとこういう観光資源の発掘やら、あと観光づくりというのはなかなか使えないんじゃないかなということをお願いしておるわけで、結果的には税を導入して、何か収入が増えたみたいな形になるような思い込みをしてしまうと、今度はこのシステム改修の中の何年後かにはまた更新時期が来てというようなことで、余計に金が要る話でもあるので、そのあたりはもう、やはり収支と支出というのをある程度確認した中でやっていただかないと、今までの検討会の中でも収入は出ておるけどもそういうシステム改修やら報償金の話っていうのはあんまり正確にやられてないわけですよ。そういうことで走っていったいいのかなということが一つ私は心配があります。

それと、1ページ目と2ページ目の違いというのを非常に感じて、こちらでは宿泊税の使途というのが書いてあるわけです。先ほどみたいにね、大きな目標として書いてあるんですけど、留意事項の中には、宿泊税の使途は、宿泊客や宿泊事業者に還元するって書いてあるわけです。だから先ほど言った収支と支出の状況を見てみて、どれぐらい差が出るのか知りませんが、それを宿泊事業者に何か分配をしていくということになったときに、それも公平性なんていうことは保てんわけですよ。それぐらいあるのかどうかあれですけど、数百万円が収入としてきちっと管理をして納税をしていただけたところと、10万円しかなかったよというところとの違いというのはある話なんですよ。そのあたりの公平性で、そういった宿泊客や宿泊事業者に還元するというのはどのような意図で捉えていますか。これは検討会が出した話ですので、皆さん担当者としてはこれをどのように受けて行動するということになるんでしょうか。ちょっとお聞かせをください。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

おっしゃっていただいたことなんですけども、ここに留意事項として挙げていただいてます宿泊事業者等への還元という言葉が使われておるんですけども、あくまで再分配という考え方ではないというふうにも考えております。補助金等の創設も必要になろうかとは思いますが、施設の改修であったり、そういったことで事業者の方も使っていただくそういった意味での還元の仕組みであるというふうにも認識しておりますので、今後、この使途について精査していく中で十分検討していきたいというふうに考えております。以上です。

◎品川幸久委員長

宿委員。

○宿典泰委員

あくまで検討会から来た話ですからね、皆さんにいろいろとこの具体的な話っていうのはあれですけども、収支だけは、きちっと本来の実質的な収支がこれぐらいやというのはきちっと出していただきたいと思いますので、それだけはお願いをしておきます。

これからのことで、導入をしていくということになると、皆さんはいつ頃から導入をするということの絵を描いておるのか聞かせてください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

これから説明会等にも入らせていただく中の議論にもよりますが、先に実施している自治体の例を見ますと、まず、来年度の6月議会のほうに条例案を提出させていただいて、（「令和7年度」と呼ぶ者あり）令和7年度の6月議会のほうへ提出させていただいて、お認めいただきましたら、総務省協議に入らせていただきたいと思います。総務省協議のほうは3か月間かかるということでございますので、そのあと再度また事業者の皆さんのほうへ説明会、もしくはシステム等の関係のことも含めて、また御議論をいただきたいというふうに考えております。以上です。

◎品川幸久委員長

宿委員。

○宿典泰委員

今のような日程ということになると相当頑張ってやっていただかならんかなとは思いますが、正直3月下旬から何かパブリックコメントに入ることですけども、多分、パブコメのほうは一般の市民からの声というのはないと思うんですよ。多分この宿泊税に関係する宿泊者であったりとか、宿泊客がわざわざそんなことで何かパブコメにということではなくて、それよりも旅行関係者とかキャンペーンを組んでおる相手のところとか、そ

んなところになると思うので、そういうところだけ聞いて市民の声だということを言わないようにだけはしてくださいね。それはやっぱり関係者の声やということでおまとめをいただきたいと思います。それは市民の方に宿泊税を導入するというでも、おおよそ関係ないというようなことで思われとる方が相当おると思いますので、そのあたりのまとめ方っていうのもきちっとやっていただきたいと思うのと、やはり私は導入は妥当やと決めていただいたけれど、様子を伺つとるとそんな感じなんかなというのがすごく感じられておりますので、そのあたりきちとした理解をしてもらいながら導入をせんとですね。いやいや私はあの中でも反対やったんやというような宿泊事業者が出てくるとこれはもうちょっとややこしい話になってくると思いますから、そのあたりはきちっと整理をしながらやっていただきたいし、御理解をいただいちゃってやってください。特に先ほど申し上げた収支というのはきちっと我々議会のほうにも出していただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

野口委員。

○野口佳子委員

「修学旅行等の学校行事やスポーツ・文化大会等の団体旅行の誘致に向けた施策を検討すること」とあるんですけども、これはどのように検討されるんでしょうか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

例えば、今ですと集大会とかスポーツ大会、文化大会の補助金なんかも設けてます。そのあたりのことも含めてどういう形がいいのかというのは、これからいろいろ検討してまいりたいと思います。以上です。

◎品川幸久委員長

野口委員。

○野口佳子委員

分かりました。そしたらそれにつきましてはこれから検討することなんですか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

あくまでも答申をいただいてということでございますので、今後、特にその宿泊税を使った歳出につきましては、いろんな条例案も含めまして施行になるということになればいろいろ検討をさせていただいてという予定でございます。

○野口佳子委員

ありがとうございます。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

どうぞ、野口委員。

○野口佳子委員

この下のほうに書いてあります「近隣の鳥羽市、志摩市との連携を図り、伊勢志摩地域として宿泊客にとってもわかりやすい制度にすること」とあるんですけど、その分かりやすい制度をちょっと教えてください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

宿泊客の皆さんから分かりやすい制度というのはできるだけ足並みをそろえてできるということが分かりやすい制度かなと思っております。可能であれば税額であったり、開始時期であったりということはございますので、そのあたりを今いろんな会議を通じて情報共有しているところです。以上です。

○野口佳子委員

ありがとうございます。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて委員間の自由討議を行います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので自由討議を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時13分

◎品川幸久委員長

休憩を閉じ会議を続けます。

以上で、「伊勢市の宿泊税導入に向けた方向性について」を終わります。

「観光振興に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。

本件については引き続き調査を継続いたします。

【行政視察について】

◎品川幸久委員長

次に、「行政視察について」御協議願います。

本件につきましては、2月10日の産業建設委員協議会におきまして、6月定例会までの実施を決定したものです。

日程については、5月13日火曜日から15日木曜日の3日間を予定したいと思います。

視察項目については「農林水産に関する事項」ほかで調整中でございます。

本件について御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようでありますので、この程度で終わります。

詳細が決まり次第、委員の皆様にご連絡させていただきますのでよろしくお願いします。

なお、諸般の都合により、視察日程、視察項目が変更となる可能性も考えられますが、その際にも御連絡をさせていただきます。

以上で御審査いただきます案件の審査を終わりましたので、これをもちまして産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時14分

上記署名する。

令和 7 年 3 月 14 日

委 員 長

委 員

委 員